

令和6年第6回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	令和6年12月9日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和6年12月12日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和6年12月12日	午前11時43分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 7名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢 聡	△	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	6番	早田康成	7番	三谷英史		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	高田匡樹		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	川原 恵		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	亀川 修		
	企画政策課長	藤瀬善徳	町民課長	宮崎貴浩		
	町民課参事	副島徳二郎	子育て・健康課長	前山正生		
	福祉課長	釘本あゆみ	農林建設課長	吉村秀彦		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和6年12月12日

日程第1 一般質問

1. 大町ひじり学園小学部グラウンド整備について (藤瀬都子議員)
2. これからの空家等対策の推進は (藤瀬都子議員)
3. 民間医院の閉院に伴う受診態勢の確保について (早田康成議員)
4. 大町町独自の生活支援の現状と課題について (江口正勝議員)
5. 日本郵便との包括連携協定の締結について (江口正勝議員)
6. 町内の内科医院の閉院に伴う影響と大町町の対応について (江口正勝議員)

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和6年第6回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。8番藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

おはようございます。8番藤瀬都子です。大町ひじり学園小学部グラウンド整備について質問をいたします。

児童の運動能力が減少傾向にあると言われております。そこで、現グラウンドを整備して活用できるよう、項目を上げて質問をいたします。

- 1、現在の余地である南側（東西）と西側（南北）を拡張し整備する。
- 2、東西南北をフェンスで囲い、ボールが外部に出ないようにする。
- 3、現在2か所の照明に4か所増設し、計6か所照明にする。
- 4、水道を設置して、顔や手足を洗う場所を設ける。
- 5、1の項目を利用して、陸上競技の練習ができるようラインを設ける。

以上の項目を上げましたが、健康づくりの一環として、児童が伸び伸び運動や遊び回ることができるよう環境を整えてやる必要があると思います。

繰り返しますが、とにかく余地を利用して、児童が外に出て元気に伸び伸びと運動や遊び回れることができるグラウンドにしてほしいと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

藤瀬議員の御質問にお答えいたします。

大町ひじり学園の児童・生徒の運動能力につきましては、教育委員会でも認識し、施策を講じているところでございます。

大町ひじり学園のグラウンドにつきましては、学校での使用のほか、町立学校施設の開放に関する規則により、学校行事に支障のない範囲での開放という形で、他の施設同様、申請の受付を行い、一般にも開放しております。

まず、大町ひじり学園の児童・生徒の現状から申し上げます。

朝の始業前の時間や休み時間、また、昼休みに子供たちは外で遊んでおります。天気がよい日は、たくさんの子供たちが北グラウンドを使用して遊んだり、校舎と校舎の間ので縄跳びをしたりして遊んでおります。通常の休み時間が、前期ブロックで15分、中・後期ブロックで10分、昼休みは全校45分あります。南グラウンドは校舎から遠く、そこまで行って遊ぶ子供はほとんどおりません。小学生も中学生も北グラウンドを使用して遊んでおります。しかし、中学生は昼休みはほとんど遊んでいる姿は見えません。それは、個別の学習指導を受けたり、生徒会の活動をしたりしているからでございます。

次に、陸上の部活動、また、小学部の陸上クラブの練習の実態を紹介いたします。

中学部の陸上部の活動は、水曜日と日曜日が基本休みで、それ以外の平日と土曜日は、現

在、北グラウンドで実施しております。部活動は外部指導者の方と部活動顧問で、小学部の社会体育の陸上については外部指導者の方により御指導をさせていただいております。

北グラウンドの南側（小学校体育館側）には、今年度、旧有明中学校に設置されておりましたタータンを譲り受け、1列約30メートルで2列敷いております。外部指導者の方や顧問の先生方からはスパイクを履いて練習ができると高評価を得ております。

小学部の練習も、現在、北グラウンドで行われております。

次に、南グラウンドの使用状況をお伝えいたします。

南グラウンドは、照明を今年の10月に白熱電球からLEDへ変えました。現在、照明を使って活動している小学部と中学部のサッカークラブからも好評を得ております。

4月から10月までのグラウンド使用状況を見てみますと、サッカークラブが1週間に使用しているのは約3日です。そして、月に平均1日、土曜日か日曜日にサッカーの試合が行われております。

グラウンドにはゴールを設置する東西に高いフェンスがあります。また、南側にもフェンスがあります。北側には体育館や観覧席がございますので、フェンスについては現状のままにてお願いしたいと思っております。

また、放課後児童クラブの子供たちは、現在、テニスコートで遊んでおります。

サッカークラブ以外には、小学部体育館を利用される団体が駐車スペースとして利用されております。

以上の実態から鑑み、南グラウンドを拡張し整備すること、フェンスを新たに設置すること、照明を増設することは今のところ考えておりません。

陸上の練習も北グラウンドで何も困っていないという部活動顧問や外部指導者の考えですので、南グラウンドにラインを設けることは考えておりません。

なお、水道は、現在、小学部体育館の南に1つ設置されており、必要なときには使用をされております。

以上、終わります。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございました。サッカーのところの照明がありますね。その下のところ、普通

フェンスで大体囲ってありますので、これくらいの高さかなと思って見ておりました。

サッカーの練習をされるところは、何かノリ網みたいなのを上の方に張ってありますよね。そのことをちょっとお知らせください。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

藤瀬議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の東西の網ですけれども、サッカークラブが発足しました当時、保護者様等が網をお持ちになって張られたという経緯がございます。ノリ網等ではございません。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

ありがとうございます。ノリ網というか、布状の網でしたよね。だから、あそこのところはちょっと、小学生、中学生がサッカーをするから外にまで出るといことはないかと思えます。

確かに手洗いのところは1か所、体育館の横にありました。

あとは、皆さん北グラウンドのほうを使用されているということですので、あえて今のところ、南側というか、小学部のグラウンドになっておりましたところではあまり使用していないということでお答えをいただきましたので、こちらのほうも考えて、次回また臨みたいと思えます。

次の質問に移りますが、よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

2点目の質問に移ります。

これからの空家等対策の推進はということでお尋ねをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が12月より施行されましたが、最新の空き家等、特定空き家等の数はどのようになっているか。空家等対策協議会の設置はどうなっているのか。

空き家を適正管理する義務は所有者にあります。庭の草木が成長して隣の家に入り込んでいるため、隣の家の主が空き家の所有者や関係者等に連絡をし、管理を頼んでも返事がないときの対応はどのようにすればいいのか。とにかく10年以上は管理をされずに放置された空き家が多くあります。

そこで、専属の職員を配置して大町町の空き家対策を解決してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員、質問はそれだけですか。通告書に出ているのが、空家対策協議会の設置はどうなっているのかとございますが、いいですか。

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

それでは、藤瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問ですが、町では平成28年度に空き家等実態調査を行っており、空き家等は557件と結果が出ております。その後、補助を活用し、解体した戸数はこれまで44件と把握しておりますが、売買や私費での解体などの追跡調査は行っておりませんので、再度、実態調査を行わなければ、現在の空き家の件数は把握できないと思っております。

また、特定空き家等は2件でございますが、国の法律とは別に、町の条例で危険な空き家として把握している戸数は23戸あり、倒壊等により第三者に危害を与える恐れのある空き家の戸数となります。

続いて、2点目の空家対策協議会ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法第8条に「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」となっており、設置義務となっていないことや、協議会を設置した場合、町民の皆様からの個々の相談があった場合に、その内容や対策について、その都度、協議会を開催し協議を行うこととなることから、初動対応を含め機動性を考えると、関係各課との横の連携体制ができていると考えており、現在、設置のほうはしておりません。

また、3点目の御質問ですが、昨年4月の民法改正により、境界線を越える竹木の枝の切り取りに関するルールが改正されております。

改正内容は、越境された土地の所有者が、竹木の所有者に枝を切除させる場合は、その所有者に越境した枝を切除するように催告することができるとなりました。その催告にもかか

ならず、所有者が相当の期間、2週間程度と言われておりますが、切除しないときや、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき、窮迫の事情がある場合は、越境された所有者が枝を切り落とすことができることとなっております。

また、管理不全な空き家に関することにつきましては、企画政策課に御相談いただければ、これまでどおり、所有者に助言、指導の通知文書のほか、現況の写真や解体補助制度のチラシを送付し、空き家の適正な管理をお願いしております。

あわせて、空き家対策を行う専任職員の配置のことですが、町民の皆様からの空き家に関する相談は内容が多岐にわたることから、企画政策課が窓口の中心となり対応しているところです。他の業務との兼務となっておりますが、主担当職員を中心に複数体制で対応し、相談内容によっては、適切と思われる部署や関係機関へ引き継いでおり、引き続き現体制での対応で御理解をいただきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

空家対策特別措置法ということができましたので、このところで空き家の実態調査ですね、それから、空き家の所有者への適切な管理の指導、空き家の跡地についての活用促進、適切に管理していない空き家を特定空家に指定することができる、特定空家に対して、助言、指導、勧告、命令ができる、特定空家に対して罰金や行政代執行を行うことができるということが新たに決められておりますので、そういった形の中で、やっぱり現に困っている方がいらっしゃるわけですから、そういったところを担当課のほうに、こういった事例がありますからということで報告をしたら、そこで動いていただけるということの認識でいいでしょうか。

大町町のほうでも、危険空き家対策に対する除去事業の補助金とか、そういったことも限度額を拡充しましたということでチラシも回っておりましたので、町内にいる方は分かっていると思いますが、町外に出られて連絡もないところになってきますと、改めてその方たちに、空き家のところに郵送でまず状況をお知らせして、それから、それに対しての解決を行っていく方法をこの際取っていかないと、来年4月からは税制度のほうも変わって、罰金なんかにもなります。ただ、3年間の猶予期間がありますからといっても、3年といってもすぐ来ると思います。

そこで、チラシもこのようにしていろいろ入っております。自分が空き家を持っているという方は、これじゃ対応しなければいけないということでされるか分かりませんが、とにかく3年の猶予期間の中に、やっぱり大町町の空き家がなくなるようにしていただきたいと思っています。

私のほうに相談があったところが、本当に木も茂って家よりも高くなっております。今年は特にセイタカアワダチソウが繁殖いたしまして、そのセイタカアワダチソウの花粉によって、そこの方が帯状疱疹なのかなと思って病院に行ったら、花粉のアレルギーということで診断されたと聞いております。自分の家のほうに入り込んだのは、区長さんたちと一緒に切ったりなんかはされているようではありますけれども、毎日のことですので、ちょっとやっぱり困るから何とか連絡もお願いしたいという話でした。

最初は、どこに相談したらいいのかなというのが問題でしたので、そこら辺のところも今回お知らせをいたしますけれども、どっちにしても、担当課のほうで、これから先、真剣にさせていただかなければいけないと思います。

ちょっと別のところなんですけど、今日、回っておりましたら、そこに看板が立っております。巡回管理中ということで、空き家管理の全国ネットということで日本空き家サポートというところの看板がありまして、その看板には立入禁止としてありましたので、外からちょっと見たところですが、そこは草木も茂っておりません、すっきりとされております。そういった家もあるかと思えば、本当に空き家の中でとんでもないような状況のところもあります。

ですから、そういったことを考えますと、やっぱり早めに対応していただきたいと思しますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

空き家等で御不安なことは企画政策課のほうでお受けいたしますし、所有者等につきましては、企画政策課のほうで法令等に基づきまして固定資産税の所有者情報、あるいは登記情報などを調べて、その上で、先ほど申し上げました現況の写真等を添えた上で、早急な対策をお願いしますということで連絡をしております。

また、電話連絡等が分かる場合は、そちらに直接電話連絡等を担当職員がして、適正な管理をお願いしているところでございます。

引き続き町民の皆様の生活環境保全のために、空き家の適正な管理の啓発等も図っていかうと考えております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

実は産業建設委員会のところで、区長さんたちに対して空き家に関するアンケート調査を令和5年9月19日に出しておりますので、10月の区長会のお返事をいただいて、まとめたものがありますが、その中で空き家の数を上げていただいて、10年以上ほったらかしたところ、所有者の相続の見込みがよく分かっているところ、それから、これから先、空き家となる可能性があるところということで数字が出ておりましたけれども、課長が言われた数字に大体近いところでしてあります。どちらにいたしましても、各区の空き家の数が担当課のほうに回ってくるかと思えますけれども、早めに対応していただかないと、これから先は本当に草木が茂って、住んでいらっしゃるところでも、ほったらかしのところがあるんですよ。だから、そういったことから考えますと、大町町の美化条例と申しましょか、家をきれいにしましょねというような運動でも始めていただけたらいいんじゃないかと思えます。

大町のほうは空き家がやっぱり多いです。それからいきますと、空き家、ほったらかしのところをとにかくきれいにしていかなければ、大町町はますます大変になると思えますので、早めにそういったことを対応していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、6番早田議員。

○6番（早田康成君）

おはようございます。6番早田でございます。今日は、民間医院の閉院に伴う町内の今後の医療体制の確保ということについて御質問をさせていただきたいと思えます。

皆様御存じだと思います。町内にある民間の1つの医院が来年の1月末をもって閉院することになっております。これはほとんどの町民の皆さんの耳に入っていると思えます。

町内には3つの内科医院、医療機関がございます——体制ができていますけれども、その中の1つの医院がなくなるわけがございます。

医療機関が消えるということはどういうことかといいますと、近隣住民にとっては、どこかの店舗が閉店するというのと訳が違うわけですね。町民の命、健康といったことに対して極めて深刻というふうにとらなければならないというふうに思います。したがって、今後の受診体制の在り方が課題となってくることは間違いないというふうに私は考えております。

今、当該医院におかれましては、今後の受診者の受診先について、患者の希望によって町内や町外、ほかの医院とか病院、こういったところへの受診先が紹介されているというところがございます。その際、それぞれの医院とか病院に車両等で町内または町外への通院が可能な人、特に若いときは問題ないかと思うんですけれども、今後課題となってくるのは、また将来を見据えた場合に、継続して町内の医療機関の確保というものが必要になってくるかというふうに思います。当面の課題としては、移動手段がない、または制限される。特に高齢者等になりますけれども、こういった方々の受診体制について問題が生じてくるのではないかとこのように思います。

現在、まちバス等のサービスはなされているものの、町内の医療体制の変化があれば、疾病に関わる住民の不安解消、町が抱える住みよい町づくりのためには一考を要する問題と考えられるわけがございます。

これまでの歴史上においても、太古の昔から変わらずに、人が望むものは治安の維持・確保、教育の推進・充実、それと医療施設の充実、この3つが大きな題材となるかというふうに、人間は要求してきたわけがございます。これらに関して、私たちはこの中の治安に関することや教育に関することについては、国が主体となって、そのほか全国各地でそれぞれの行政が行われているということがございます。ただ、この医療については治安の維持、教育とは若干異なって、厚労省の隷下において公共機関と民間医療機関との相互協力をもって構成されている、これも皆さん周知のとおりだと思います。

我が国では、数年前に地域医療構想が施行されました。国の施策として、患者数、病床数、それから受診科目等、こういったものが受診した病院を中心として、そして、その当該地域に分散する医療機関から高度診療が必要とされる患者の受入れを行って、地域の医療業務の効率化が図られてきているわけがございます。その地域に分散する医療施設というのは、ほ

とんどが民間施設であるわけです。大町の閉院する医院もその中の構成医療機関として働いてきたわけでございますけれども、なくなるとなれば、今後の大町における地域の医療継続、推進の考え方から、次の要領による働きが求められるんじゃないかということで、本日の質問の中心に入ってまいりたいと思います。

この中には、私の考え方ということで、対策案ということですので、また、いろいろ物事の考え方はあるでしょうけれども、それも併せて答弁の中に入るのであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

その第1ですけれども、町内における民間医院の開設。閉院される当医院は、福母のところにあります2医療施設とともに、たくさんの住民の方々がお世話になってきたわけでございます。その医院がなくなるということは、町内における受診体制が弱体化する、先に申したとおりでございますけれども、過言ではないというふうに思っております。

さきにも申しましたけれども、便利な移動手段がある患者さんには特に問題が生じないところでもありますけれども、移動することが困難な状況に置かれている町民の方には、今までと変わらない身近な医療施設、これが望まれるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そのための対策として、町内に医院を開設していただく医療関係者を探し求めるという努めの作業は行政側に求められるんじゃないかというふうに思います。町としての考え方をお伺いしたいと思います。これが1つ目です。

2つ目、同じようなことですが、診療所の開設の依頼についてであります。

旧大町町立病院の閉院に際し、診療所が設けられました。当該診療所は、3年の営業で閉院となってしまいました。理由につきましては関知するところではございませんけれども、来年1月で閉院される当該医院の患者は、身近にある診療所が開設されることになれば、診療所への受診、これも望まれるんじゃないかというふうに思います。診療所の再設置について、その必要性についても思うんですけれども、その考えを伺いたいというふうに思います。

3つ目であります。まちバス運行の増強ということであります。

現在でもまちバスは運行されているところではありますけれども、閉院に伴って、当該医院の受診患者は町外への医院に受診される方も少なくないと聞き及んでいるところです。それぞれの個人の病状に合った医療機関への通院ができるサービスを提供するような体制の見直しが必要と考えます。

町としての将来の町づくりに関係してくる問題でもあって、町内の医療構想に合わせて考

えていくべきものと考えます。行政の対応策についてのお考えをお聞きしたいと思います。

最後に4つ目でございますけれども、伝染性疾患等の不測事態に関する治療の体制でございます。

今回のコロナ禍の対応について、閉院される医院は献身的な治療を行われて、町民の命、健康を守っていただいたことは町民の皆さんも承知されているとおりでったかと思ひます。今、医療機関が減少することになりつつあるんですけれども、伝染性疾患が発生した際、さらに町内の医療機関に患者が殺到、パニック状態になる可能性も否定できないわけでございます。

不測の事態を想定して、平時において町内患者の受診先等、県の医療関係者、その他協力していただける医療機関との緊急医療体制について、臨時診療所開設等に関する事前協議を今指摘しておくべきかと考えております。その際の町の対応についてお考えをお聞きしたいと思います。

以上、4点につきまして御質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、開院、閉院を含め、個々の病院経営に係る個々の事情、方針等に見解を述べることはできませんが、今回、閉院される医院は、地域に根づいた地域の病院として町民に親しまれ、先代院長から現院長、長年、町民の健康保持や増進、地域医療の提供に多大な功績を残されました。町民を代表して、心から感謝の意を表させていただきます。

さて、御質問の行政に求められることについてと町の考え、4点お尋ねということですが、今、議員が言われましたけれども、既に責任を持って、患者さんに説明と希望を聞きながら、町内の病院も含め適切にその方に合う病院を紹介されているということですので、献身的かつ懸命に努力をされております。こんな先生はなかなかいらっしやらないと思ひます。

お忙しい中、先日、時間をつくっていただき、院長先生とは2度ほど面会をさせていただきました。いろいろお話をさせていただきましたけれども、それとは別に、町に何かできることがあれば、敬意を持ってお手伝いさせていただきたいというふうにお思ひしております。

町内には、ほかにも複数の医療機関があります。医療を受けたくても受けられないという医療過疎状態になってはならないと強く思ひっており、そうならないように全力を尽くしてい

きます。

今回、2名の議員さんから同じような質問を受けましたけれども、患者さんをほかの病院に紹介されている、あるいは紹介された段階であります。現時点で町が動くというのは性急過ぎるのではないかと感じています。また、町が表立って動くということは、ほかの病院等への経営的な影響も十分に考慮する必要がありますし、特に、町内の病院には交通手段が限られる患者さんなどを紹介されていると思います。いろんな思いも我々もあるわけですが、なかなか相入れないところもあり、慎重にならざるを得ないと思っております。

今、私にできることは、当該医院の事情を理解し、協力できることは協力しながら冷静に状況を把握することが肝要かと思っております、現時点で具体的な答弁は避けたいと思います。

1、2については以上ですけれども、3、4については担当課長から答弁をさせます。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

早田議員の3点目のまちバスの運行増強についてになりますが、移動が困難な方には、送迎サービスを行われている町内外の医療機関がございます。送迎を行っていただける医療機関を選択することで受診ができますので、御都合に合わせて病院を選んでいただけたらと思います。

町としても、受診患者が増えた医療機関には巡回する回数の増加や広域巡回など柔軟に対応してもらえようお願いしていきたいと思っております。

お尋ねのまちバスの運行につきましては、持続可能な公共交通として、JRや路線バス、タクシーなどとの接続と共存を考えながら、自動車の免許を持たない方や自由に運転することができない高齢者など、町内での移動手段が制限される方に対する日々の移動手段について確保することを目的としており、まちバスを他の市町まで広げることは公共交通に影響を与えかねず、現在のところ考えておりません。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（前山正生君）

早田議員の4点目の御質問にお答えします。

伝染性疾患等の不測事態に対する診療についての質問ですが、国が示す新型インフルエンザ等対策政府行動計画において、感染症危機対応では、国と地方公共団体との連携と適切な役割分担が重要と示されております。

医療につきましては、県が感染症予防計画に基づき、医療機関との間で医療措置協定を締結することを通じて感染症医療を提供できる体制を整備すること、また、保健所等において検査、入院措置、健康観察、生活支援等を実施することとなっております。

引き続き、町は県や武雄杵島地区医師会等と協力して医療機関との情報共有や町民に対して正確な情報提供を行い、町民の命、健康を守るため、適切な医療を受けられるよう努めていきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

4つの質問についての回答を得たんですけれども、まず、町内における民間医院の開設、これは時期早尚というふうなことで言われましたけれども、本当に1月末になくなったときにはどうなるのかということをおは心配しております。

例えば、大町の福母のほうだったら歩いてでも行けるんでしょうけれども、大字大町からすると、相当の距離があるんですね。江北町のほうにも病院がありますので、そちらにもお願いするというのもあるわけなんですけれども、将来的に我々の健康というものを考えた場合には、医療施設の充実というのはやっぱり考えていかにやいかんと私は思うんですね。

そのためには、開設するお医者さんがいてくれれば一番最高なわけなんですけれども、今言われた閉院される院長さんも数年前から、私がやめるからこの町に来てくれるお医者さんはおらんだろうかということまで努力されているわけですよ。

また、ちょっと話は違うかも分かりますけれども、旧町立病院がありましたけれども、これが設立から病院の先生の確保にいろいろ苦労しているわけですね、昔から。ということで、民間の施設を町がどうのこうのということは、またそれとは別かも分かりませんが、民間の人たちの命と健康を守るためにはいかにあるべきか。じゃ、民間施設だから後に回しますよという話ではないんじゃないかと思うんですよ。やっぱり考えていかにことには、なかなか町民の命、健康を守ることはできないんじゃないかと思っておりますけど、再度質問させていただきます。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

民間だからいいとかなんとかではなく、今私が言っているのは、困っていらっしゃる方、当然かかりつけ医としてそこを利用されていた方は動揺されていると思います。ただ、今、先生が努力して、その方々をほかの病院に紹介されている段階なんですよ。だから、さっき言われた命に関わるような医療が必要なのかどうかというのは、その方たちの整理というのはおかしいか分かりませんが、まずはそこが分かってから、そこを把握してからということを行っています。だから、動かないとかなんとかを言っておりません。今は状況把握に努めなければならない時期ではないかというふうに言うておりますので、今後、いろんな動きというのは私も静観しているつもりはありません。今の段階のことを言うております。御理解よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

しつこく言うんですけども、病気は待ってくれんですよ、いつ来るか分からん。となれば、閉院するまでの間、いろんな準備をするということも必要じゃないかと私は考えて言っているわけです。それが閉院してから、それから考えましょうということで、もしそこで緊急な患者が出たり、いろんな病状が出たり——後で伝染病のことを言いますけれども、そういったものが出たときに、じゃ、どうするのかといったときにばたぐるうわけです。どうしていいか分からなくなる。2つの医院ももう満杯、ほかの病院も、私のところでは自分たちの町内の患者さんでいっぱいだからほかに行ってくださいという可能性もあるわけですよ。

だから、私はそういったことが町民に支障を来さんようにそういう考えを、事前に物事を考えていかないかなのかなというふうに思っています。再度お願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今言われているのは伝染病関係のこと、4番のことを言われているんですか。

先ほど言いましたけれども、大町町にはほかにも病院があります。先ほど言われたようなときはほかの病院に行っていただくはずです。近所にあるから行くじゃなくて、病気を治すためにほかの病院に行かれると思います。

かかりつけ医として利用された方については、今、紹介をされています。緊急の場合は最寄りの病院に行かれると思いますし、大町町、どこもだと思いますけれども、救急体制については医療の確保をしっかりとやっております。休日等の緊急の場合はそういう形で対応をしておりますので——今ちょっと言われていることがよく分からないんですけども、病院は最寄りの病院に行かれると思いますし、かかりつけ医については紹介をされております。そして、緊急時、救急時についても対応するように医師会と協力をし、連携をしております。その辺のところは今の状況で対応させていただきたいということでもあります。

そしてまた、今後そういう状況を見ながら、いろんな形で私も動いていくということは考えているところでございます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

同じことを聞いても一緒ですから、もうこれはやめますけれども、町内の病院に行くのであれば、町外のところに紹介してどうのこうのする必要はないわけですよ。全部町内で賄っていただければ問題ないわけです。

そういったところも考えたときに、私の言っていることがおかしいかなと思うと、私はどうかなと思います。それはそれでいいでしょう。

2つ目の診療所、これも町立病院がなくなったときに診療所を開設していただきましたけど、こういった方面からどういうふうな考えを持っておられるのか、お伺いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

診療所についても同じような考え方を今のところ持っておりますけれども、早田議員が今言われているイメージというのは、場所的にはどうお考えなのか、診療科目的にはどうお考えなのか、建物はどうお考えなのか。患者さんは今紹介されています。患者さんの確保とか、そういうことはどう思われているのか。イメージがあると思いますので、逆にお聞きしたい

というふうに思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

町立病院を閉院する理由としては、耐震構造の不具合ということでなくなったわけですね。そこに診療所が開設されました。3年でなくなったんですけど、耐震構造が悪かったからどうのこうのじゃないんですけどね。もう一つは、今の医院のところに、そこを譲っていただくという話も出ているんじゃないですか。そういうこともあわせて私はお話をしているんですよ。

これでいいですか、次のところに行きます。

診療所、また医院の開設については、来年度、閉院後考えるということで町民の皆さんにお伝えをしたいというふうに思います。

次、3番目のまちバスの増強です。

今、運行されていますけれども、町外の武雄とか北方、江北、白石、いろんなところに転院されるようなお話を聞いています。そのときに、前にも言いましたように、自分の足で行けるんだったら問題ないんですけども、高齢の方等はいろいろ問題があるかと思うんですね、免許返納をされた方。まちバスの増便ということももちろんでありますけれども、町の環境が変われば、仕事でも何でも一緒です。何かが変われば何かが変わるんです。これは鉄則なんですね。法整備が変わる、それに対する法のまた末端が変わってくるというのと同じ、私たちの生活にもそういった生活の変化ということは出てくるんです。私はまちバスの増便というものを考えておりますけれども、時代に沿ったサービスというものを提供していかなければならないと思うんです。

昔は、私の小さい頃、自動車がなかったときはリヤカーで行ってましたよ。今は車はあるかも分からんけど、運転できないということであれば、その当時と一緒にじゃないですか。歩いていかにゃいかん。そのために、私は町が管理するバスの運行、こういったものを民間だけでなく、こういうふうな体制になってくると、昨日も話がありましたけれども、まちおこし協力隊に対してライドシェア、それから、会計年度任用職員をもって臨時運転手、こういったものを計画して、そして、それを町民のサービスに変える、こういう発想も必要かと思うんです。

やっぱり変化があれば、それに対する変化をしていかにやいかんということからの回答を求めているわけですが、これについて、私の今の提案についてどういうふうにお考えか、お答えください。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、早田議員が言われましたけれども、そのことはまちバスを導入するときに協議をしております。直営でやるとか、運転手さんを雇ってやるとかというのは協議をした上でのまちバスという形になっております。どうしてもお金を取ると、町営の場合は有料にはできませんので、有料にするならば、今やっている方式でやるというのが決まりでしょうね。そういうことになっていきますので、今現在それでやっています。

私は質問が町外にというのをちょっと聞いていたんですよ。町外に運行するというのは公共交通機関の役割、そういうこともあって、町同士でも厳しいということで、町内で増便ということであれば、今後その状況を見ながら、そして、協議会のほうに提案をしながら、できることはやっていきたいというふうに思っています。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

今、まちバスが運行されていますけれども、いろんなところで支障はない、文句もないというようなことですよ。だけど、今、私が言っているのは町外の話です。町外を主体とした物の考え方。そこまでまちバスが行かない、じゃ、何で行くか、バス、電車。そこまで行くのに病気が重くなった。そんなことはないかも分かりませんが、事例として、そういうことも、行く前にその途中で倒れたということもあるわけです。したがって、運賃を必要としない状態での町のサービス、こういったものができないかと。今言いました、まちおこし協力隊なんていうのは、そういったものを典型的に導入できるものじゃないかなと。

昨日、山下議員も言いましたが、イノシシの話をしなかったんですけど、イノシシの捕獲人数もいなければ、そういったものも併せてやっていけば、まちおこし協力隊として考えていけばいいんじゃないかと思うんです。

だから、今言いましたように、まちバスだけでは足りない、緊急に必要となる、そういっ

たときに、すぐにまちおこし協力隊の協力を得て緊急搬送をするということも考えておく必要があるんじゃないかというふうに思いまして、質問をさせていただきました。

最後、伝染性疾患等の不測事態に対する診療について。

二、三年前にコロナがはやりました。多くの患者が発生して、それぞれ町内の医院は忙しかったというようなことで察するわけでございますけれども、粉骨砕身、献身的に町民の健康回復に努力されたわけですけれども、法定伝染病、指定伝染病、中身は言いませんけれども、最近では名も知れないような疾病が発生しているということは皆さんもお気づきだと思うんです。何だ、この病気はというやつ。O157はアメリカで初めて、昭和57年か58年か知らんけど、そこら辺で見つかっております。これは赤痢かなと、昔の医療であれば、そのくらの話だったんでしょうけれども、実際に関してはこういったもの、世界の疾病の発生というのはいろんなところで出てきているというふうに思うわけです。

ここで私の経験を話させていただきたいんですけども、永久凍土のある国、その都市に行かなきゃいかんときがあったんですけども、行って、その都市から郊外に私は通訳と一緒に出たんです。出ているんな用事を済ませて、ちょっと暇があったのでコンビニみたいなところに行ったわけです。そしたら、今でいう浦川内の状態です。アパートが建って、下にはコンクリートとあわせて草むらがあるわけです。私はちょっと草むらの中に足を入れてこうやっていた。そしたら、早田さん、そんなしたら駄目と言うわけです。靴はこの靴と同じようなものですが、何でと言ったら、何の病気にかかるか分からんからと言うわけです。えっ、そんな病気があるのと言ったら、住民の人たちも分からん病気があると、こういうことが言われています。私が経験したのは、鳥インフルエンザ、ああいうのが出た後です。

そして、今、豚熱とかイノシシの熱なんかがあります。あの永久凍土が溶けるに従ってメタンが出てくる、細菌が復活する、またはウイルスも出てくるかも分かりません。何が出てくるか分からんわけです。情報については、今私が言ったことなんかはまだ世の中に通っていません。私は経験したことだけしか言っていませんけれども、そういうものがいつ出てくるか、日本全国にいつ出てくるか。そのときに対応しとったってなかなか難しい。自分のところに回ってくるのはなかなか難しいんじゃないかと。そのためには、日頃から県とか、それから直近の医療機関、地域医療構想の中の医療機関、こういったところの相談を経て、しっかりと事前準備をしておく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

今の私の体験談とあわせて、意見がございましたら、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（前山正生君）

早田議員の質問にお答えいたします。

伝染病・感染症発生時には、県や近隣市町、医療機関と相互に連携を図るとともに、役割分担に応じて、防疫活動及び保健活動に努めていきたいと思っております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

基本的な回答ありがとうございました。

今言ったように、診療所とか医療が足らんという状態になったときに、私が言うのは、臨時の診療所、こういったものを設置するような体制を事前準備する必要があるんじゃないかというようなことです。

前に私は災害のときに、民間でのボランティア支援協議会、こういったものをつくっておかなきゃ大変ですよと言ったときに、雨が降りましたよね。ばたばたしたんじゃないですか。だから、そういったものは常に平時が当たり前じゃなくて、平時が異常、こういうような物事の考え方で我々は町民のために努力していかにかいにかんというふうに思います。

もう少し言ってもいいんですけども、次に江口議員も同じ質問をしますので、私としてはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

4番江口でございます。今回も3問質問させていただきます。答弁につきましては、でき

るだけ簡潔に、短めにお願いいたします。

内容については、1番目が大町町独自の生活支援の現状と課題について、2番目が日本郵便との包括連携協定の締結について、3番目が、先ほど早田議員も聞かれましたけれども、町内内科医院の閉院に伴う影響と大町町の対応について、以上の3点についてお伺いします。

まず最初に、大町町独自の生活支援の現状と課題についてというテーマで質問させていただきます。

質問趣旨をちょっと読んでみます。

この数年、異常な物価高（電気・ガス・ガソリン代を含む）で、庶民の生活は一段と苦しくなっています。国はそういう状況に配慮して、住民税非課税世帯に支援金、給付金を配ったり、電気代等の助成を行うなど、国民生活の底上げに苦慮しております。地方でも、限られた財源の中で、教育支援や子供の医療費免除などの対策を取り生活のバックアップに努められています。プレミアム商品券などもその一助としての対策だと思います。ただ、多くの支援は単発的で一時的な支援にとどまり、庶民生活の質的向上にはほど遠い状態です。

そこで、政策提案と質問です。

大町町独自の生活支援をさらに強化し、定期的な生活支援を行う考えと計画はありますか。世間では、孫子の代にツケを回さないとか、もっともらしい意見もあるが、私は、今生きている、今生活している住民への配慮も必要ではないかと思っております。

具体的な質問ですが、1番目は生活支援を必要とする町民の対象者数、住民税非課税世帯、国民年金受給者、生活保護世帯の実数を伺いたい。これは事前に資料提出をお願いしたところ、既に報告がありましたので、実数は踏まえておりますが、改めて聞きたいと思えます。

2番目、これらの対象者に、定期的——定期的というのはお盆とお正月などに生活支援金をお配りして、憲法第25条に保障されている健康で文化的な最低限度の生活を支援することを提案します。単発的になると、これはばらまきだと批判が集中するんですけども、定期的に実施すれば、これは立派な福祉政策であり、福祉制度となります。

3番目、財源はどうするか。町の財政事情は目的別の基金の積上げ等でかなり改善されている。もし、現状の財源に余裕がなければ、新たに生活支援基金という項目を創設して、財源の確保をお願いしたいと思っております。

以上について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、1点目の御質問からお答えします。

お尋ねの住民税非課税世帯数は889世帯です。これは令和5年度に実施した大町町新型コロナ・物価高騰対策低所得世帯生活支援金交付事業基準日における住民税非課税世帯数であります。

また、国民年金のみ受給者数についてですが、年金受給者についての情報は日本年金機構が保有されていますが、国民年金のみの受給者数を抽出することは難しいということでありました。生活保護世帯数は令和6年11月1日現在で72世帯となっております。

それから、先ほど孫子の代にツケを回さないとか、もっともらしい意見があるなどと発言をされましたけれども、国、県、市町、行政の政策は税金で賄われています。その税金は現役で働く労働者の皆さん、御高齢の方もいらっしゃると思いますけれども、現役世代や若者が懸命に働き、納めていただいています。それを引き続き孫子、すなわち子供たちが担っていきます。このことから、孫子の代にツケを回してでもと捉えられるような極端な考えで提案されても心は動くはずもないということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、今現在、プレミアム率100%のプレミアム付商品券を発行していますが、これまでの政策も含めて、ばらまきだと批判されたこともありませんし、思ってもおりません。これからもやれる支援は単発であろうとやっていきたいと思っております。町がやるべきことに加え、やれることについては精いっぱいやらせていただいております。

また、日本国憲法第25条の件ですけれども、第2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と明記をされており、生活に困窮する方への必要な保護は国が賄う、担うということになっております。

次に、財源ですけれども、町の財源は厳しい状況にあります。これは江口議員も御承知のことと存じます。全国のほとんどの自治体が厳しいと思います。議員の考えでは、もし財源に余裕がなければ、生活支援基金を創設して財源確保をしてもらいたいと言われますけれども、言うまでもなく、これも町の財源の一部で、貴重な税金であります。このような提案では、継続的に生活支援の財源を確保することは、申し訳ありませんけれども、不可能だと思っております。

私は、子供たちに大町町に残ってもらって、引き継いでもらうために、将来にわたって持続可能な町にしなければならないと思っています。

江口議員は9月の一般質問で、消滅可能性自治体に列挙された大町町は消滅するのかと町民が心配していると質問をされました。大町町は消滅しないとお答えしましたが、江口議員の提案では、それ以前に、財政的に破綻してしまうというふうに思います。

御高齢者の皆さんに限らず、近年の物価高騰に伴う生活の厳しさを憂う気持ちは私も議員の皆さんも同じだと思いますが、健全な行財政運営に努めていくことは我々の責務でもあります。このような質問を繰り返されますけれども、ちょっと御理解をお願いしたいというふうに考えております。

ただ、江口議員なりの財源を含めての試算があつての御提案だと思いますので、対象人数、財源、どういうことをお考えなのか、逆に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

江口議員、それでは先ほどの質問の御答弁をお願いいたします。

○4番（江口正勝君）

ちょっと今、僕の提案する背景についてということ……

○議長（諸石重信君）

いや、先ほどの政策をした場合の対象人数、また、この財源確保。

江口議員。

○4番（江口正勝君）

あちこちで悲鳴にも似たような声が私には聞こえてきます。皆さんも御存じのように、トリアルなんかには買物に行ったら分かるでしょう。1.5倍ぐらい。100円で買えるものがほとんどなくなっちゃった。この間まで100円だったのが今度は138円とか、ぼんと上がっちゃっている。でも、年金受給者の方は年金がぼんと物価高に対応して上がっているわけでもないし、とにかくこの異常な物価高によって庶民の生活が甚だしく破壊されつつあると、そういう実感を肌身で感じております。

そういう背景があつて、だから、国も今回の補正予算なんかでも3万円を給付するとかというのほぼ決まったみたいですけども、以前もちょこちょこやっていたけれども、もっと構造的に定期的にやれないかという思いがあつたので、今回の質問につなげたわけで

す。

10月の町報、数字で見る大町町の財政力、基金が50億円を超えちゃったんですよ。これは役場で作られたから分かると思うんですけども、ずっと上がっているんですよ。借金のほうはちょこちょこ減っていると。町の財政状況はかなり向上しているというのも見取れますわね、少なくとも、これを見た町民の方は。

それで、僕はふと思ったんです。町の仕事、もちろん財政を健全化することは重要なことですよ。でも、お金をためることが目的じゃないですよ。必要なところに、いかに必要な資金を投入して町民の暮らしを守っていくかと。その視点にのっとなって、もしできることがあれば、今現在、先ほどの数字にも出ましたけど、住民税非課税世帯、あと生活保護世帯、1,000世帯ぐらいが対象になりますので、その方々に国や町がやっていることに加えて、定期的にそういうフォローができないかと。

ちょっと調べたら、自治体独自でそういう給付金を配っている自治体もあります。直接的じゃなくても、国が給付金を支給するというときに、国の給付金に上乗せして寄附金を払うと、こういう自治体もございます。基本的には、ない袖は振れないんですけども、もし余裕があれば、私は本当に生活に困っている方々に、盆と正月ぐらいにお配りしたらどうかと。1,000人を対象とすれば、年間五、六千万円の予算が必要です。継続するのが難しいと思ったら、継続できる間だけでも僕は継続してもらいたいと。そのための重要な財源が、私の頭の中では、ふるさと納税の寄附金を順調に伸ばして、それを充当するとありましたけれども、今回大変なことになっているようで、そっちも当てにならないと。この問題は後でかなり徹底的な追及になると思いますけれども。だから、重要な問題がはらんでいるんですね。

今、私が話した内容で事足りたかどうか知りませんが、そういう私なりの認識と、町の状況を踏まえた上で、何とかできるのか、できないかという問題が一つあります。もう一つは、やるつもりはない、その辺も含めて、再度ちょっと御答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

財源の改善については、本当に10年間努力をして、今の状況になっております。ただ、もう少し中身をひもといていただきたいと思いますと思うんですけども、この金額は、半分はふるさと

納税の基金なんですよ。ふるさと納税は、寄附者の意向に沿って使わなければいけないと なっています。だから、江口議員が言われる生活支援に使うわけにはいかないんですよ。

例えば、それを使うとして、その中には、福祉に関しての基金も確かにあります。それは 1 億4,000万円です。ある間と言われましたけれども、1 億4,000万円をどう使おうと思っ て試算をされているのかを聞いています。何人の方が対象で、どれだけ支給されるつもり、 されたらいいと思っておられるのか、それを計算していただいて提案をしてくださいという ふうに言っております。よろしく申し上げます。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4 番（江口正勝君）

先ほどお盆に3万円、暮れに3万円、年間6万円、対象数が1,000人というか、1,000世帯 で6,000万円。五、六千万円ぐらいはかかると思います。そのくらいだったら、ふるさと納 税でちょっと頑張れば、何とか捻出できると僕は思ったんです。

ただ、町長の話だと、ふるさと納税というのは福祉基金とか、そういうふうに使い道が決 まっているとわれれば、何か工夫してそういう基金、資金が捻出できないかと思っている、 その程度の質問ですよ。

具体的には、さっきの金額的な話によれば、ラフな計算ですけれども、五、六千万円ぐら いを確保すれば、多少なりとも僕は助かると。本当は毎月でもあげたいところだけど、それ は無理な話だから、盆と正月だけでも対応してもらえればと思っております。

以上で第1番目の質問は終わらせていただきます。何かほかに今のこれに関して意見があ ればお伺いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほどふるさと納税のことを言われましたので、そのことについて若干説明をさせていた だきたいと思えます。

福祉に関しての基金については1 億4,000万円と先ほど言いました。五、六千万円と言わ れましたら、2年ぐらいで終わるわけですよ。ただ、この基金は寄附者の意向に沿って、 触れ合いや生きがいがづくり、そして、命、人権、暮らしを守るという業務、それから障害や

貧困支援、共生の町づくり、福祉施設への支援などに活用していかなければならない貴重な財源でありますので、その一点に全額を使うということは考えておりません。町民の理解も得られないのではないかというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

それでは、2つ目の質問。江口議員。

○4番（江口正勝君）

2問目の質問をさせていただきます。

これも質問要旨をまず読み上げさせていただきます。

テーマ、日本郵便との包括連携協定の締結について。

地域の安心・安全、見守り等に関する協定が県内の自治体で進められている。既に過半数を超える自治体、現在14自治体が包括連携協定を締結している。地域の高齢者の見守りや安否確認などは区長さんや民生委員さんが中心となって行っており、これで十分だという意見もある。しかし、郵便局の集配業務を行っている局員さんは、毎日のように町内各地を走り回り、地域の事情に精通されている。その情報を行政側との連携で、さらに安心・安全な町づくりに生かせるとなれば、大きな成果が期待できる。

既に大町町でも道路の破損状況の報告など、一部の協定を結んでおられると聞かすが、子供や高齢者の見守り等を含む包括連携協定の締結を望みます。

具体的な質問としては、1番目、大町町が現時点で包括連携協定を締結していない理由、また、この協定の意義についてどう認識されているのか。

2番目、他の自治体では地元産品のPRなどの協定に取り込んでいるようだが、もし大町町が包括連携協定を結ぶとなればどのような内容が考えられるのか。あるいは、もし結ばれるということを前提にすれば、こういうことも入れたいとか、みやき町なんかは、一番最近、14番目に包括連携協定を結んだんだけど、特産品のPRとか、そういう内容も入れ込んでいますね。だから、僕はふるさと納税絡み、アンテナショップ、ふるさと館との絡みにおいても、うまく活用すれば、基本的には既に類似の契約協定がありますので、それをバージョンアップさせるのが包括連携協定だという認識があるので、バージョンアップをぜひしてもらいたいと思います。

以上、御回答よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

大町町が日本郵便と現時点で包括連携協定を締結していない理由とのことですが、これまでの経緯を報告し、現状を理解していただきたいと思います。

大町町と大町郵便局とは、これまで複数年にわたり、包括連携協定締結の推進について協議を行っており、直近では本年4月に協議を行っています。協議の中では、先方から協定済みの市町の紹介もありましたので、町からは、包括連携協定の実効性を検証、確認できるようにと、他市町との包括連携協定での具体的な活動内容及びメリット等の事例の報告を求めて、次回の協議をお待ちしている段階です。こうした経緯で、現時点では協定の締結には至っておりません。

次に、包括連携協定の意義をどのように認識しているか、あるいは、評価されていない理由はとのことですが、包括連携協定という言葉だけでは具体性に乏しい一面もあるように感じます。本当に町民にメリットを生む協定であれば、当然結ぶべきものと思いますが、先ほども申し上げたとおり、先方から実効性を判断するための具体的な事例報告等を受けていない現段階では、認識及び評価についての答弁は差し控えたいと思います。

ただし、現時点では、郵便局とは地域における協力に関する協定というのにより、高齢者、障害者、子供など、町内住民の異変等に気づいた場合の情報提供を受ける、それから道路の異常を発見した場合の情報提供を受ける、不法投棄等が発見した場合の情報提供等を受けるといった内容の実効性のある具体的な協定を締結しているところです。ほかにも新聞販売店や町民等からも、道路や家屋の状況変化の通報などをいただいております。

御指摘の包括連携協定につきまして、どのように連携できるのか、今後も提案された具体的内容を見極めながら、協議を進めてまいりたいと思います。

それから2つ目、他の自治体では地元製品のPRなどの協定も取り組んでいるということで、大町町が協定を結ぶとなればどのような内容が考えられるかということですが、この件につきましても、いまだ当町が実効性を判断するための事例等の紹介がありませんので、協議が進んでおりません。今後、協議の進捗によって具体的な内容等を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

この日本郵便との包括連携協定というのは、僕は最初、各自治体が郵便局に働きかけて、郵便局が持つ情報ネットワークシステムを活用するものだった。郵便局についていろいろ話を聞くと、郵便局のほうから積極的に協定しましょう、協定を結びましょうとやっているんだね。それがまず1つ驚きだと。それで、これはたまたま大町町御中、日本郵便からの包括連携協定に関する御提案と、こういうのを作っちゃった。過去2回ぐらい包括連携協定を結びましょう、結びましょうということで協議に来られたんですけど、今のところ、いい返事をもらっていないということは私も聞いています。

それで、既に包括連携協定を結ぶ前に協定が2つ結ばれているんですね。1つが地域における協力に関する協定、もう一つが災害発生時における協力に関する協定、これはかなりの確率でみんな入っちゃったよね。佐賀県でいけば、地域における協力に関する協定は20のうち19、災害発生時における協力に関しては20のうち18、包括連携に関しては20のうち12となっているけど、今度玄海町が協定を結んで、あと、みやき町が結んで今14の自治体が結んでいるという状態です。

いろいろ聞いてみたんですよ。基本的には、包括連携協定は無料なんですよ。ただし、一部の内容については、例えば、マイナンバーカードの事務手続代行とか、そういうこともやってくれるらしいんだけど、そういうものは有料。あと、今、大町郵便局の2階が空き家になっているんですよ。あそこに緊急災害用の備蓄品を置きませんか、という提案もされているけど、それも有料。

だから、僕は最後に、これだけ一生懸命郵便局側から包括連携協定を結びましょう、結びましょうと言っているからちょっと疑問に思って、郵便局のメリットは何ですかと聞いたんです。郵便局は現在、民間企業ですからね。だから、僕は何らかのメリットがあつての働きかけだと思ったので、そのことに関しては、具体的に明らかにかくかくしかじかのメリットがありますなんて言い方はできないからしなかったけど、だから、そういうことも踏まえて、町側としてはじっくり審査、対応されているんだというふうに、僕はいいほうに解釈している部分もあるんですよ。

現に郵便局側の言い方によると、水害対策の後、忙しいからそういうことはやっていないとか、メリットはあんまり感じられないから、あと、ほかの市町でやったからうちもやるな

んという安易な発想はないと、そういう返答をもらったということで、それはそれなりに僕は慎重に対応されているものだと思って評価します。ただ、これだけの過半数以上の自治体が包括連携協定を結んでいるわけだから、内容を精査した上で、要するに、今まで結んでいる地域における協力に関する協定、この中には、地域の見守り活動とか道路の破損、不法投棄の情報提供とか、いろいろ入っているから、実質的内容としてはこれで事足りるのかなと思いますけれども、時代の流れに合わせ、さらに今まで結んでいる協定をバージョンアップさせるという意味で、僕はそんな荒々しくというか、結ばないでいる状態を続けなくてもいいと思っているんだけど、最後にもう一回、この件に関して、打合せは次回またやるとかということだったんですけど、方針としては、とことん結ばないということなのか、あるいは、内容によっては結ぶ可能性もあるのか、それだけちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

繰り返しになりますが、町としても実効性があれば、どんどん包括を含めて連携協定を結んでいくべきだと思っております。町民のメリットになることはどんどん進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。できるだけ前向きに、いいことはどんどん実行していただきたいと思います。

3番目の質問に入ります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

3番目の質問でございます。

町内内科医院の閉院に伴う影響と大町町の対応について。早田議員からかなり詳しく質問がありましたので、私はポイントを絞ってお伺いしたいと思っております。

ちょっと質問要旨を読みます。

寝耳に水の情報が町内を駆け巡り、多くの町民が驚きと衝撃を受けた。町内でも人気のあった町内内科医院が来年1月に閉院されるという情報が飛び交ったからだ。町民の生命と健康を守る医療機関の選択肢が減ることは、大町町と大町町民にとってはまさに死活問題だ。大町町は一個人病院の問題と捉えるべきではなく、町全体のゆゆしき事態という認識で対応策を熟慮願いたい。

具体的な質問としては、1番目、町にできることは何かないのか。代替の医者呼び込むとか、少なくとも、その努力は惜しまないでほしい。

質問2、閉院の際、他市町の病院に通院することになったら、交通費などの補填はあり得るのか。

3、町民を安心させるだけの大町町の医療に関する展望を伺いたい。最後は今後の医療制度に対する問題ですけど、以上3点、質問の答弁をよろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほどの早田議員の御質問にお答えしたとおりであります。町内の病院が閉院されるということは残念に思いますけれども、個々の事情、方針等で苦渋の決断をされたことです。今はスムーズに事が進んでいくよう町も支援していかなければと思っています。町民の皆さんも温かい気持ちで見守っていただけたらと思います。

御質問の、町にできることはないかということではありますが、先ほど申し上げたとおりでございます。決して努力を惜しむことはありません。折を見て慎重に動かなければならないと思っておりますけれども、既に責任を持って患者さんに丁寧な説明と、町内の病院も含めて患者さんの御希望を聞きながらほかの病院を紹介されているということですので、本当にありがたく思っております。私も本当に感激をするほどの対応をしていただいているなというふうに思っています。

町としましては、医療を受けたくても受けられない、そういう医療過疎状態にならないように全力を尽くしますが、先ほども言いましたけれども、町内にはほかにも複数の医療機関があり、現時点では、表立って動くのは民営圧迫につながる可能性も頭に置く必要があります。冷静に状況を把握することが重要だと思っています。

続いて2点目の御質問ですが、現在も町外の医療機関を利用されている方もたくさんいらっしゃると思いますし、患者さんそれぞれの御希望を聞きながら病院を紹介されていますので、先ほども申し上げましたとおり、自らの事情、御都合に合わせて病院を選んでいただいているものと思っております。したがって、交通費を特別に補填するということは考えておりません。

それから、3点目の御質問です。町の重要な役割として、大町町の最上位計画である第5次総合計画や過疎地域持続的発展計画に定めているように、救急を含めた医療の確保、ほかの医療機関、医師会との連携、町民の健康増進、保持のためのサービス提供など、日頃からしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

緊急対応として、これも町の重要な役割の一つではありますが、先ほど申し上げました日曜、祝日でも近隣市町の医療機関で受診できるように、在宅当番医や輪番制の事業を医師会に委託しており、ネットワーク構築をしながら、緊急時の医療体制を確保させていただいております。

今後も引き続き、医師会、医療機関、介護施設等との連携により、疾病予防や健康維持、生活支援に重点を置きながら地域医療の継続に努めていきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

答弁ありがとうございました。

ずっと聞いていると、もっともらしい、耳触りのいい答弁だったと思いますけれども、早田議員もちよっと聞きましたけど、これは一個人病院の問題じゃないんですね。町民の命と健康を守る、そういう医療機関がなくなるということは、選択肢が減るということがいかに大変なことかと。

私は院長にも聞きました。現在、利用者は約1,000人、いわゆるカルテがずらっと置いてありますけれども、1日の来院数は30名から60名、江北、北方からも通院されている方がいらっしゃる。これは単純に1日平均45人と計算したら、稼働日が20日として月900人、年に延べ1万800人があの内科医院を利用されていると。これは大町町の人口比からしたら大変な数ですよ。だから、一職労がどうだこうだという問題じゃなくて、一個人病院の問題だというふうに捉えたらいけませんよと。それをそう捉えていないから、町の状況を見守って

対応するという話があったけど、僕は閉院した後に町としても何らかの——そんなこと信じられないんです、院長が閉院は決めちゃっているんですから。院長はおやじさんの御不幸があった2年前から、町民が分からない形で公募していたとおっしゃいました。でも、残念ながら手を挙げる人がいなかったと。町長からも2回会ったと言われましたけれども、町長にも挨拶と報告はさせていただいたと。その後、町からの何かアプローチはあったかと聞いたら、アプローチは特にありませんというお答えだった。さらに僕は踏み込んで、もし後継者があれば、建物や医療設備の使用は認められますかと聞くと、提供する、どうぞ使ってくださいと、そこまで院長は腹をくくってあるところがあるんですよ。だから、院長なりに、個人病院であれ、あの病院がなくなることで自体が町民の皆さんの健康に関連してどれだけ影響力があるかを……

○議長（諸石重信君）

江口議員、プライバシーに関わることはあんまりこちらの場で発言は。その方がどう思われて、どうしようと、そういうのはちょっとお控えいただければと思います。

○4番（江口正勝君）

これは院長の気持ち。だから、町としては町立病院を経営していたという過去がありますので、医療関係、病院関係に対する人脈、パイプ、つては他の市町よりはあるんじゃないかと僕は単純に思ったんですね。だから、そういうものを生かしながら、院長個人も頑張ってるけれども、町も後継者を探すとか、そういう動きを既に始めなきゃいかんんじゃないかというように僕は思いました、早田議員への回答を聞いてね。

町長の立場も分かりますよ。現段階で一生懸命やっておられる状況だから、あまり早急にというか、そういう対応をするに当たって、ちゃんと一段落したら動くというようなことをおっしゃいましたけど、僕は後継者探しとかということに関しては今すぐにでも動いてほしい。願わくば、あの場所で、あれと同じような内容の医療体制ができるような後継者を見つけて存続していただきたいという思いがありますけれども、どうでしょう、再度。できることをやるとかという話だったけど、ただ単純な問題、僕は今すぐからでも対応すべきだと思っていますが、すみませんが。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

個人的なことをここで暴露されるようなことを言われていますけれども、御本人、御家族、いろんな考え方があります。その辺を私は聞いておりますけれども、片一方の話を聞いて、ここでこう言われるのはちょっといかがなものかなというふうに思います。もう少し配慮が必要だと思います。一生懸命やられて、閉院と決められたから、紹介をされているんですよね。その前だったら、まだ患者さんがどうなるか分からないから、そこの受皿を探すべきだというのは分かりますけれども、閉院を決めて、今、責任を持っていろんな病院のほうに紹介をされている段階ですので、私は先ほど申し上げたとおりで考えております。

江口議員にもちょっとお尋ねしたいんですけど、先ほど早田議員にもお尋ねしましたけれども、場所とか建物、診療科目、それから患者さんの確保、今、私が動いたからといって明日できるわけじゃないんですよね。何年かかるか分からない、できないかも分からない、そういう中で、今いろいろと紹介されている患者さんが戻ってこれるとお思いなのか。先ほど言いました場所とか建物、科目、そういう採算とかを考えて言われているのか。私はそこまで考えてやっぱり動かんといかんですよ。経営的なものも、こうだからこうですよという説得力もやっぱり必要なんです。そこをちゃんとお答えいただいて、それを参考にさせていただきたいなと思っていますので、よろしく願います。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

何か時間が少しずつなくなりかけてきたけど、町長がおっしゃった場所がどこことかなんとか——場所はちゃんと言っているじゃないですか。あの病院の建物も生かし、医療設備もちゃんと提供しますよという話を得ているわけだから、だから、後継者になる資格を持ったお医者さんを探せば、取りあえずは、あの場所でまだ継続性が確保できるというふうに思っているわけですよ。それで聞いたんです。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

あそこは今の先生の持ち物ではありません。所有者はいらっしゃいます。そこを聞かれて今言われていますかね。勝手にされんとですよ。個人の持ち物です。だから、それは理想ではないんです。そこも踏まえて、慎重に動かんといけないというふうに私は言っています。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。

それは知らなかった、私。ただ、院長は、要するに、この建物も……

○議長（諸石重信君）

ちょっとそこは触れられたら困ります。個人の方の意向云々を、その方がどう思われているか、そこは定かではないところです。それはちょっとこの議論の場で使うべきところではないと思いますので。

○4番（江口正勝君）

なかなか不自由な空気だな。

今度、町長の対話室で3週連続ぐらいでやりましょうか。全般にわたって一言述べて、言い足りない、聞き足りないけれども、質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時43分 散会